

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月 1 日規則第128号 附 則（平成19年 5 月31日規則第68号） 改正 平成23年12月 2 日規則第73号 平成24年11月21日規則第86号 平成28年11月30日規則第84号 令和 3 年11月30日規則第81号 令和 6 年12月10日規則第93号 （施行期日） 1 この規則は、平成19年 6 月11日から施行する。 （経過措置） 2 附則別表の左欄に掲げる排水指定物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する既設の事業所（改正後の規則別表第11備考第 1 項に規定する新設の事業所以外の工場又は事業場をいう。以下同じ。）から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第 2 条第 1 項に規定する公共用水域をいう。次項において同じ。）に直接排出される水その他の液体（以下「排水」という。）に関する川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第45条第 1 項に規定する規制基準（附則別表備考第 1 項において「規制基準」という。）については、この規則の施行の日から <u>令和11年12月10日</u> までの間は、改正後の規則別表第11の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の右欄に掲げるとおりとする。 3 附則別表の中欄に掲げる業種に属する既設の事業所から排出される水その他の液体（公共用水域に直接排出されるものを除く。）の処理施設については、当該処理施設に水その他の液体を排出する既設の事業所の属する業種に属するものとみなして、前項の規定を適用する。	○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月 1 日規則第128号 附 則（平成19年 5 月31日規則第68号） 改正 平成23年12月 2 日規則第73号 平成24年11月21日規則第86号 平成28年11月30日規則第84号 令和 3 年11月30日規則第81号 （施行期日） 1 この規則は、平成19年 6 月11日から施行する。 （経過措置） 2 附則別表の左欄に掲げる排水指定物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する既設の事業所（改正後の規則別表第11備考第 1 項に規定する新設の事業所以外の工場又は事業場をいう。以下同じ。）から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第 2 条第 1 項に規定する公共用水域をいう。次項において同じ。）に直接排出される水その他の液体（以下「排水」という。）に関する川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第45条第 1 項に規定する規制基準（附則別表備考第 1 項において「規制基準」という。）については、この規則の施行の日から <u>令和 6 年12月10日</u> までの間は、改正後の規則別表第11の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の右欄に掲げるとおりとする。 3 附則別表の中欄に掲げる業種に属する既設の事業所から排出される水その他の液体（公共用水域に直接排出されるものを除く。）の処理施設については、当該処理施設に水その他の液体を排出する既設の事業所の属する業種に属するものとみなして、前項の規定を適用する。

改正後			改正前		
附則別表（附則第 2 項関係）			附則別表（附則第 2 項関係）		
排水指定物質の種類	業種	許容限度	排水指定物質の種類	業種	許容限度
亜鉛及びその化合物	電気めっき業	1 リットルにつき亜鉛として 3 ミリグラム	亜鉛及びその化合物	電気めっき業	1 リットルにつき亜鉛として 3 ミリグラム
備考			備考		
1 この表の中欄に掲げる業種に属する既設の事業所が同時に同欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該既設の事業所に係る排水に含まれる亜鉛及びその化合物に係る規制基準については、同表の右欄に掲げる許容限度を適用する。			1 この表の中欄に掲げる業種に属する既設の事業所が同時に同欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該既設の事業所に係る排水に含まれる亜鉛及びその化合物に係る規制基準については、同表の右欄に掲げる許容限度を適用する。		
2 排水の測定方法は、改正後の規則別表第11備考第 7 項第32号に定めるところによるものとする。			2 排水の測定方法は、改正後の規則別表第11備考第 7 項第32号に定めるところによるものとする。		